

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の規定に基づき、サービス提供の契約締結に際して、事業所が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 トータス
代表者名	代表取締役 山下 豊洋
所在地	〒444 - 0051 愛知県安城市箕輪町半夏 26 番地 2 TEL 0564-43-1373

2. 利用者へのサービスを提供する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名	レッツ倶楽部 幸田
介護保険 指定事業所番号	指定年月日 平成28年8月1日（開業：平成25年4月1日） 2376000630
事業所所在地	〒444-0103 愛知県額田郡幸田町大字大草字広野41-2
連絡先	TEL 0564-56-1310 FAX 0564-56-1315 メールアドレス kouda@lets-club.com
管理者	酒井 房男
事業所の通常の 事業実施地域	【幸田町】 全域 【岡崎市】 本宿町、鉢地町、山綱町、羽栗町、桑谷町、藤川町、竜泉寺町、蓑川町、藤川台、本宿台、本宿茜、本宿西、藤川荒古、蓑川新町、美合新町、美合町、美合西町、緑丘、羽根町、戸崎町、不吹町、上地、若松東、庄司田、羽根北町、羽根町、羽根東町、柱曙、柱町、針崎町、若松町、柱、針崎、羽根西新町、羽根西、宮地町、井内町、法性寺町、赤渋町、牧御堂町、上地町、福岡町、野畑町、土井町、下和田町、坂左右町、国正町、中村町、正名町、定国町、在家町、中之郷町、上青野町、下青野町、高橋町、中島東町、中島中町、中島西町、中島町、安藤町、合歓木町、福桶町、上三ツ木町、下三ツ木町、二軒屋町 上記 65 町 【西尾市】 上羽角町、下羽角町、貝吹町、上永良町、下永良町、駒

	場町、つくしヶ丘、竹山町、尾花町 上記 9 町 【蒲郡市】旭町、一色町、鹿島町、神ノ郷町、栄町、竹谷町、西迫町、拾石町、緑町 上記 9 町
--	---

(2) 事業所の目的及び運営方針

事業の目的	有限会社 トータスが開設するレッツ倶楽部 幸田（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護職員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、介護保険法に従い、高齢者がその有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営方針	1 事業所の従業者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、世話および機能訓練の援助を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 2 事業実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携を保ち、サービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日、営業時間及びサービス提供時間

営業日	月・火・水・木・金曜日 （祝日は営業です） （但し 8 月 13～16 日、12 月 31 日～1 月 3 日までを除きます）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間	1 単位目：午前 9 時 00 分～午後 0 時 15 分 2 単位目：午後 1 時 30 分～午後 4 時 45 分

(4) 事業所の従業者体制

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的におこなうとともに、従業者に事業に係る法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1 名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能訓練を行う。	1 名以上
看護職員	利用者の日々の健康状態をチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	1 名以上

生活相談員	利用者及び家族に対し生活指導及び介護に関する相談及び助言を行う。利用者の心身の状況等を踏まえて通所介護計画の作成等を行う。居宅介護支援事業者等と連携し調整を行う。	1 名
介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。	2 名以上

*従業者は、身分証明書を携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示します。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス 内 容
個別機能訓練	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を維持・獲得するための訓練を行います
送迎	利用者に対し送迎サービスを提供します
相談・助言	利用者及びその家族の生活指導及び日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います
健康チェック	利用者の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行います

提供するサービスの利用料自己負担額について（介護保険を適用する場合）

※別紙 【料金表】をご確認下さい。

4. 他の費用の請求および支払い方法について

事業所は当月の利用者負担金の請求書に明細を付して翌月 15 日から 20 日までに利用者に請求し、利用者指定の口座より翌月 27 日に引き落とすものとします。（ただし 27 日が日、祝祭日の場合は翌営業日となります。）

*引き落としが確認できましたら、領収書を発行しますので必ず保管をお願いします。
（再発行は基本的には致しませんのでご注意ください）

再発行の場合には、事務手数料として 1 枚につき 500 円を徴収させていただきます。

*利用料、その他の費用の支払いについて支払期日から 2 ヶ月以上経過し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合は契約を解約したうえで、未払い分をお支払いして頂きます。

5. サービス提供に関する相談・苦情について

サービス提供に関する相談・苦情に関しましては、事業所にご連絡下さい。 その他、愛知県国民健康保険団体連合会・市町村相談窓口にご相談いただくことができます。	<事業所> 苦情解決責任者 酒井 房男 (管理者) 苦情受付担当者 幸 久美子 (生活相談員) 連絡先電話番号：0564-56-1310 F A X 番号：0564-56-1315 受付日：月曜日～金曜日（祝日含む） 対応時間：午前 9 時～午後 5 時 <その他>（平日のみ） 愛知県国民健康保険団体連合会 連絡先：052-971-4165 対応時間：午前 9 時 00 分～午後 0 時 00 分 午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分 西尾市 健康福祉部長寿課 連絡先：0563-65-2119 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 岡崎市 長寿課 介護保険企画係 連絡先：0566-62-1013 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 幸田町 健康福祉部福祉課 介護保険グループ 連絡先：0564-63 - 5117 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 蒲郡市 長寿課 連絡先：0533-66-1111 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
---	---

秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業所における個人情報保護についての取り扱いについては「有限会社 トータスにおける個人情報の適正な取り扱いのために～個人情報保護規定等～」に則って取り扱うこととします。プライバシーポリシー、個人情報取扱業務概要説明書は別紙にて説明し、交付します。

第三者による評価の実施状況等について

第三者による評価の実施状況等は、下記のとおりです。

第三者による評価の実施状況	1 あり	直近の実施年月日	
		評価機関の名称	
		評価結果の開示状況	1 あり 2 なし
	② なし		

6. 緊急時の対応について

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合はデイサービスにおける“緊急時対応のマニュアル”に沿って対応させていただきます。その際に必要な緊急連絡先を別紙にてご指定ください。夜間、営業時間外の緊急事態には対応できません。

事故発生時の対応について

利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。

利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

7. 家族等への連絡について

サービス提供時間において、利用者より希望があった場合には、家族等へ連絡をさせていただきますことがございます。

8. 記録の保管について

事業者はサービス提供に関する記録を整備し、契約終了時から5年間保管いたします。また記録物の閲覧および実費を支払っての写しの交付については利用者および家族に限り可能です。必要時は、ご相談下さい。

9. 損害賠償

サービス提供に伴って事業者の明らかな過失により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対し、その損害を賠償します。この契約においてやむを得ず訴訟となる場合は利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。（専属的合意管轄裁判所）

10. 非常災害時の対応について

地震・台風・大雪・気象警報時などサービスを継続出来ない気象状況になった場合はやむを得ず、サービスを打ち切りとさせていただく場合がございます。その際にご連絡させていただきますのでご了承ください。

また、サービス提供中に、非常災害に見舞われた場合、当事業所の災害対策マニュアルに従い緊急避難等の措置を行います。 ライフラインの切断等により避難場所を連絡できない場合は、事業所入口に避難場所の張り紙を掲示します。

11. 留意事項

- ①サービスのキャンセル（欠席）につきましては、予定がわかり次第、できる限りお早めに、利用者または家族、ケアマネジャーにより連絡ください。

※連絡なしの欠席（やむを得ない事態を除く）で送迎（お迎え）を実施した時は、欠席-送迎手数料（片道 300 円）を徴収する場合があります。

- ②事業所では基本的に禁煙とさせていただいており、施設内には喫煙所を設けておりません。禁煙にご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

- ③事業所施設内においては携帯電話の使用をご遠慮願います。もしも、やむをえず連絡が必要な場合は施設の電話をご使用下さい。

- ④事業所では随時、学校行事の職場体験や在宅ケア従事者の育成のために他施設からの研修生の受け入れ等にも協力させていただいております。なにとぞ、ご協力を宜しくお願いします。

- ⑤1 ヶ月以上休みが続いたときの終了等の手続きについて

1 ヶ月以上休みが続いたときは、ご連絡させて頂き契約を継続するかどうかご確認させて頂きます。継続が不可能な場合は契約終了とさせて頂きますのでご了承ください。

- ⑥安全で円滑な送迎の為、お迎えの時間を書面または電話にてご連絡します。

お知らせした時間より 10 分以内の早まりや遅れにつきましてはご了承下さい。
交通事情等で 10 分以上到着時間が前後する場合は、電話連絡をします。

- ⑦通所に際し、自己における送迎の場合は、十分に注意をしていただくようお願いいたします。また万一事故に遭遇した場合は、その原因の如何を問わず自己責任となります。

また、送迎に係る乗降場所以外に自己車両のための駐車場の用意はありませんので、ご注意下さい。

⑧リハビリパンツ（紙オムツ）をご利用の方については、交換用の予備をご持参下さいますようお願いいたします。

※予備が無い場合には施設の在庫にて対応いたしますが、1枚100円の費用が発生しますので、予めご了承下さい。